

## 1. 介護老人福祉施設入居者生活介護 従来型個室 (1割負担の場合)

介護度	内容	単位数	月額(30日)
要介護1	食事介助、排泄介助、入浴介助、移動介助などの基本サービスの料金	559 / 日	16,770円
要介護2		627 / 日	18,810円
要介護3		697 / 日	20,910円
要介護4		765 / 日	22,950円
要介護5		832 / 日	24,960円

## 2. 入居者全員が対象の加算 (1割負担の場合)

項目	内容	単位数	月額(30日)
栄養マネジメント加算	管理栄養士が個々に栄養マネジメントをした場合	14 / 日	420円
夜勤職員配置加算Ⅲ2	夜勤職員を一定以上満たしている場合	16 / 日	480円
日常生活継続支援加算1	厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合	36 / 日	1,080円
看護体制加算Ⅰ1	常勤の看護師を1名配置し夜間も連絡、対応の体制を整えている場合	4 / 日	120円
看護体制加算Ⅰ2		8 / 日	240円
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行った場合	12 / 日	360円
口腔衛生管理体制加算	介護職員が歯科医師、歯科衛生士に口腔ケアの技術助言を受け入居者に生かしている場合	30 / 月	30円
			合計2,730円

## 3. 該当する入居者のみの加算 (1割負担の場合)

項目	内容	単位数
初期加算	入所日又は30日を超える入院後、再入所した場合30日間加算	30 / 日
外泊時加算	外泊、入院時に算定(月6日を限度)	246 / 回
看取り介護加算 死亡日	当施設において看取り介護を行った場合	1280 / 日
看取り介護加算 死亡日前日・前々日	当施設において看取り介護を行った場合	680 / 日
看取り介護加算 死亡日以前4日以上30日以下	当施設において看取り介護を行った場合	144 / 日
配置医師緊急時対応加算	配置医師が早朝、夜間に施設を訪問し入所者の診療を行った場合	650 / 回

## 4. 介護職員処遇改善加算Ⅰ

厚生労働大臣の定める基準による介護職員の処遇改善を行う	(1.従来型個室料、2.入居者全員が対象の加算、3.該当する入居者のみの加算) の合計単位数に×83/1000
-----------------------------	---

## 5. 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ※令和元年11月より算定予定

厚生労働大臣の定める基準による介護職員の処遇改善を行う	(1.従来型個室料、2.入居者全員が対象の加算、3.該当する入居者のみの加算) の合計単位数に×27/1000
-----------------------------	---

## 6. 食費

利用者負担段階	適用要件	金額	月額(30日)
第1段階	「市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金を受給している方」「生活保護受給者」	300円 / 日	9,000円
第2段階	「市町村民税世帯非課税」であって「合計所得金額+課税年金収入が年額80万円以下」の方	390円 / 日	11,700円
第3段階	「市町村民税世帯非課税で第2段階以外の方」課税年金収入が80万以上の方	650円 / 日	19,500円
第4段階	第1. 2. 3以外の方	1,392円 / 日	41,760円

## 7. 居住費

利用者負担段階	適用要件	金額	月額(30日)
第1段階	「市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金を受給している方」「生活保護受給者」	320円 / 日	9,600円
第2段階	「市町村民税世帯非課税」であって「合計所得金額+課税年金収入が年額80万円以下」の方	420円 / 日	12,600円
第3段階	「市町村民税世帯非課税で第2段階以外の方」課税年金収入が80万以上の方	820円 / 日	24,600円
第4段階	第1. 2. 3段階以外の方	1,171円 / 日	35,130円

## 8. 高額介護サービス費

下記の条件に該当される方は、介護保険給付対象の利用者負担額が月額上限を超えた場合その超えた額について「高額介護サービス費」として市より還付を受ける事が出来ます。

利用者負担段階	適用要件	金額
第1段階	「市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金を受給している方」「生活保護受給者」	上限 15,000円
第2段階	「市町村民税世帯非課税」であって「合計所得金額+課税年金収入が年額80万円以下」の方	上限 15,000円
第3段階	「市町村民税世帯非課税で第2段階以外の方」課税年金収入が80万以上の方	上限 24,600円
第4段階	第1. 2. 3段階以外の方	上限 44,400円

## 9. その他の費用

- ・理容代、口腔ケア関連費、嗜好品費、消耗品費、医療費、特殊医療材料費、余暇活動費は自己負担していただきます。
- ・入浴関連費(石鹸、ボディソープ、シャンプー、リンス)、タオル準備費(洗顔タオル、おしぼり、清拭、入浴用バスタオル)として月に300円を入居者全員から徴収させていただきます。
- ・貴重品(ゆうちょ銀行通帳、印鑑、保険証関係)の管理については無料とさせていただきます。
- ・オムツ代、洗濯代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## ※ 支払例

(例) 介護3 負担段階2 (30日)	
1.従来型個室料	20,910円
2.全員対象の加算	2,730円
3.該当者のみ加算	
4.処遇改善加算	1,962円
5.特定処遇改善加算	638円
6.食費	11,700円
7.居住費	12,600円
9.その他費用	
合計	50,540円

(例) 介護3 負担段階3 (30日)	
1.従来型個室料	20,910円
2.全員対象の加算	2,730円
3.該当者のみ加算	
4.処遇改善加算	1,962円
5.特定処遇改善加算	638円
6.食費	19,500円
7.居住費	24,600円
9.その他費用	
合計	70,340円

(例) 介護3 負担段階4 (30日)	
1.従来型個室料	20,910円
2.全員対象の加算	2,730円
3.該当者のみ加算	
4.処遇改善加算	1,962円
5.特定処遇改善加算	638円
6.食費	41,760円
7.居住費	35,130円
9.その他費用	
合計	103,130円